

住宅の被害の程度	世帯に属する者の数	額
1.全壊その他これと同等の被害として政令で定める	1	100 万円
	2 から 4 まで	300 万円
	5 以上	500 万円
2.半壊(一に規定する政令で定めるものを除く。)その他これと同等の被害として政令で定めるもの	1	50 万円
	2 から 4 まで	150 万円
	5 以上	250 万円